

京都市黒田トレーニングホール条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第57号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市黒田トレーニングホールの使用料の適正化を図るため、また、その他規定を整備するために、次のとおり京都市黒田トレーニングホール条例を改正することとしました。

- 1 体育室における使用料について改定します。
- 2 稼働率や収益向上のほか、利用者サービス向上の取組として、以下のとおり定めま  
す。
  - (1) 運動競技場以外の目的にも利用できるよう、使用料（通常の使用料に2を乗じて  
得た額）を定めます。
  - (2) 使用者が入場料を徴収する場合、入場料収入額に一定の割合を乗じた金額と使用  
料を比較し、高い金額を使用料とするよう定めます。
- 3 その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、令和4年6月1日から施行することとしました。

京都市黒田トレーニングホール条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第57号

京都市黒田トレーニングホール条例の一部を改正する条例

京都市黒田トレーニングホール条例の一部を次のように改正する。

別表体育室（1時間につき）の項中「620」を「930」に改め、同表備考中「表」の右に「の規定」を加え、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 体育室を運動競技場以外の目的に使用する場合における使用料は、この表の規定により計算した額（1の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額）の2倍に相当する額とする。
- 3 体育室の利用者が入場料（利用者が、いかなる名義とするかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額（1又は2の規定の適用がある場合にあつては、その適用後の額。以下この備考において同じ。）を超えるときは、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に使用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときは、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の京都市黒田トレーニングホール条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)